（産婦の方へ：こちらは産婦健康診査を実施する医療機関にお渡しください。）

産婦健康診査　実施のお願い

（東京都外医療機関のご担当者様へ）

平素より立川市の母子保健事業に御理解・御協力いただき、ありがとうございます。
立川市では、都民が産後（流産・死産を含む）１か月程度で受診する産婦健康診査についてて令和８年10月１日以降に受診された方を対象に費用助成を行っており、委託契約を締結していない医療機関にて受診され、一定の要件を満たした場合には、償還払いにて対応しております。
つきましては、お手数ですが、下記のとおり御対応くださいますようお願いいたします。
なお、御不明な点がございましたら、裏面の問い合わせ先まで御連絡ください。

記

【依頼事項１】
産婦が立川市民であると御確認いただき、「産婦健康診査受診票」の提示を受けてください。

「産婦健康診査受診票」は、東京都にお住まいの妊婦であれば、原則、妊娠届を提出した際に交付されます。お持ちでない場合は、裏面の問い合わせ先まで御連絡ください。

【依頼事項２】
基本的な健診項目、お母さんの気持ちに関する質問票（ＥＰＤＳ等）を必ず実施してください。

「産婦健康診査受診票」に記載のアンケート１（エジンバラ産後うつ病質問票（ＥＰＤＳ））、アンケート２（赤ちゃんへの気持ち質問票）について、日本産婦人科医会発行「妊産婦メンタルヘルスケアマニュアル」等を参考に、問診と結果把握を行っていただきますようお願いいたします。
※ＥＰＤＳ・赤ちゃんへの気持ち質問票等、お母さんの気持ちに関するいずれの質問票も未実施の場合は、産婦健康診査の費用助成の対象となりません。
ただし、産婦の状況によって未実施の場合、理由を受診票に御記載ください。

【依頼事項３】
健康診査の結果を「産婦健康診査受診票」に記載し、医療機関の押印またはサイン後、２枚目（請求原票）・３枚目（産婦控）を産婦にお渡しください。

産婦が立川市に償還払いの申請をする際に、結果の記入があり、医療機関の押印またはサインがある「産婦健康診査受診票」と「産婦健康診査費用の領収書」が必要です。
※受診票への記載が難しく、母子健康手帳に結果を記載する場合、お母さんの気持ちに関する質問票の結果について、立川市から確認の御連絡をさせていただきます。

【依頼事項４】
健康診査の結果、行政の支援が必要と判断された場合、裏面の問合せ先へ御連絡ください。

「産婦健康診査受診票」の「今後の指導と区市町村への連絡事項」の「区市町村で支援」に○をつけていただき、裏面の担当部署へ御連絡いただくとともに、受診票１枚目（医療機関控え）の写しをＦＡＸ等にて送付していただきますようお願いいたします。

（産婦の方へ：こちらは産婦健康診査を実施する医療機関にお渡しください。）

問い合わせ先

※産婦の居住する地域を管轄する立川市こども家庭センターに御連絡ください

名称	所在地	電話番号	ＦＡＸ
立川市子ども家庭センター	〒190-0022 立川市錦町 3-3-6	042-527-3234	042−528−6875

【受付時間】　９：00～16：00　（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）